

いこま SDGs アクションネットワーク規約

(名称)

第1条 この会は「いこま SDGs アクションネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)と称する。

(目的)

第2条 SDGs の達成に向けて取り組んでいる又は関心を持っている団体・企業・学校等が集い・情報交流する場を構築することで、各々の自主的な取組及び多様な主体によるパートナーシップを推進し、また、会員とともに市民に向けた SDGs の普及啓発を行うことで、生駒市全体の SDGs を推進し、もって、生駒市の地域課題の解決や地域活力を向上することを目的とする。

(活動内容)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。

- (1) 会員の活動内容の発信及び共有に関する活動（PR）
- (2) 会員の交流及び連携に関する活動（マッチング事業等の実施）
- (3) 会員に対する人材育成等の活動（勉強会・セミナー等の開催）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的の達成に必要と認める活動

(会員)

第4条 会員は、生駒市域で第2条の目的達成に資する活動を会員間若しくは生駒市内の多様な主体と連携・協力して行い、又は行う意思を有する団体（企業（個人事業主を含む。）、教育機関、特定非営利活動法人、市民団体等）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の対象外とする。

- (1) ネットワークの信用を著しく損なうとき又は損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令もしくは公序良俗に反するとき又は反するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資するおそれがあるとき。
- (4) 政治活動または宗教活動を目的とする活動であると認められるとき。
- (5) その他ネットワークの運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき。

(会費)

第5条 ネットワークの入会金及び会費は、無料とする。

(事務局)

第6条 ネットワークの運営及び管理等の事務は、生駒市地域活力創生部脱炭素まちづくり推進課（以下「事務局」という。）が行うものとする。

(入会)

第7条 ネットワークへの入会を希望する団体は、いこま SDGs アクションネットワーク 会員登録申込書の提出により、申し込むことができる。

2 事務局は、前項の規定による申し込みがあり次第、速やかに内容を確認し、その結果を申込者に通知しなければならない。

3 事務局は、会員に登録証を交付するものとする。

(登録情報の変更)

第8条 会員は、登録情報（取組・活動内容等含む）に変更が生じたときは、事務局に速やかに報告するものとする。

(退会)

第9条 会員が退会を希望する場合は、いこま SDGs アクションネットワーク退会届の提出により、届け出ることができる。

2 事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員を退会させることができる。

(1) 会員が第4条に該当しないと認められるとき。

(2) 会員が解散等の理由により事務局と連絡が取れなくなったとき。

(協創サポーター)

第10条 事務局とともにネットワークの運営を支え、ネットワーク全体の発展に寄与すると認められる活動を行う団体として協創サポーターを置くことができる。

(アドバイザー会議)

第11条 事務局とともにネットワーク活動及び会員の活動に対する支援・助言を行うアドバイザー会議を開催することができる。

(いこま SDGs アンバサダー)

第12条 ネットワークの活動や生駒市における SDGs の取組を効果的に発信するため、個人、団体等で、市内外で SDGs 推進の取組に特に顕著な活躍をしている者をいこま SDGs アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）に委嘱することができる。

2 アンバサダーの職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) ネットワークの活動や生駒市の SDGs の取組を積極的に宣伝すること。

(2) 事務局に対して、情報発信等に関する意見を述べること。

(セクションミーティング)

第13条 団体・企業・学校等が連携して事業の具体化を図る分科会として、特定の地域課題をテーマとするセクションミーティングを設置することができる。

2 セクションミーティングの構成メンバーは、プロジェクトの概要等を事務局に報告する

ものとする。

(規約の改正)

第14条 規約の改正を行った場合は、速やかに会員に告知するものとし、改正をもってその効力は全会員に及ぶものとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年10月7日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年12月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年8月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年11月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年5月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年8月18日から施行する。